

令和8年度 やまがた農業ビジネス塾 実施要領

1 目 的

農業従事者の減少と高齢化が進行している中、本県農業を維持・発展させていくためには、新たな担い手を確保するとともに、生産力・収益性が高く、競争力の強い、地域づくりや人づくりができる経営体の育成が重要である。

そのため、地域農業を牽引し、スマート農業等の先進技術や障がい者を含む多様な人材の活用、雇用労働者を含む労働環境の改善等を行う、トップランナー・スーパートップランナーとして必要なスキルを学ぶ場として「やまがた農業ビジネス塾」を開講する。

※ トップランナー：農産物販売額が1,000万円以上の農家及び農業法人

※ スーパートップランナー：農産物販売額が3,000万円以上の企業的経営を実践する農業法人

◇到達目標：自らビジネスプランを作成・実行し、生産力・収益性の向上、地域農業の発展に取り組む経営体

2 募集人数

10名程度（申し込みが多数の場合は受講生を選抜する場合があります）

3 受講対象者

生産力・収益性の向上を目指すとともに、次のいずれかの目標に向けて取り組んでいる若手農業者等（概ね50歳以下）。

- ・法人化
- ・労働環境の改善
- ・多様な人材の活用（女性の経営参画や農福連携等の取組み）
- ・地域農業や地域社会に貢献する農業の実現
- ・スマート農業技術の導入

4 受講経費

資料代	20,000円	
宿泊研修（事業計画作成）の宿泊費等	12,000円	程度

5 カリキュラム

(1) 研修内容

- ①経営管理：リーダーシップ論、地域農業・地域社会に貢献する経営のあり方、GAPに関する講義・演習
- ②労務管理：働き方改革、多様な人材の活用、財務管理、就業規則、社会保険に関する講義・演習
- ③マーケティング：商品開発・販路開拓、web販売、6次産業化等に関する講義・演習
- ④事業計画：事業計画・経営戦略（地域への貢献を含む）に関する講義・演習
個別指導による計画の策定・発表
- ⑤スマート農業：概論、最先端技術の事例研究、ICT管理ツールの活用法に関する講義・演習
（スマート農業を導入している先進農業法人等への現地視察を含む）
- ⑥その他：卒塾生による講義（技術の導入事例、事業計画の取組み状況）など

(2) 研修期間 令和8年7月から令和9年3月まで（延べ10日間程度）

(3) 研修時間 75時間程度（DVD聴講、事業計画策定の個別指導を含む）

6 会 場

県内各総合支庁舎等

7 修 了 証

カリキュラムの80%以上を受講し、事業計画を策定・発表、提出した場合に交付

※本講座を欠席した場合でも、動画による補講又は個別指導を受けた場合、出席したものとみなす。

8 応募方法

- (1) 受講を希望する者は、令和8年5月29日（金）までに、別添の受講申込書に関係書類を添えて、最寄りの総合支庁農業技術普及課に提出する。
- (2) 総合支庁農業技術普及課は、当該市町村及び農業振興課と情報共有し、受講申込書の記載内容や関係書類を確認のうえ、東北農林専門職大学に提出する。

9 特例措置

- (1) 自然災害等の不可抗力により修了証の交付に必要なカリキュラムの受講が不可能となった場合は、次年度に受講できるものとする。
- (2) 上記に該当し、農業経営・所得向上推進課長が認めた場合は受講経費のうち資料代を免除する。

10 その他

本塾を受講・修了した翌年度から3年間は、経営実績に係る調査に御協力いただく。